

○伯耆町高齢者安心見守り事業補助金交付要綱

令和6年3月13日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、伯耆町高齢者安心見守り事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、伯耆町補助金等交付規則（平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、ひとり暮らし高齢者等（以下「高齢者等」という。）の安否確認ができる見守り機器（以下「機器」という。）の購入費の一部を補助することにより、離れて暮らす家族が高齢者等の日常の安否を確認することができる環境を整備することで、高齢者等や家族への安心感の提供並びに孤立死の防止を図り、もって高齢者等の福祉の増進に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、伯耆町に居住し、かつ、伯耆町の住民基本台帳に登録されている高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯とする。ただし、町長が特に必要と認める者にあつては、この限りではない。

(補助対象機器)

第4条 この補助金の交付対象となる機器は、補助対象者が居住するところに設置する機器（以下「対象機器」という。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 無線センサー又は無線通信機等を内蔵した機器であつて、高齢者等の安否が確認できるものであること。

(2) 電気等の使用状況から高齢者等の安否が確認できるものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、対象機器1台の購入及び設置に要した費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の5分の4に相当する額と1万円を比較し、いずれか低い方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伯耆町高齢者安心見守り事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費が確認できる見積書の写し
- (2) 購入する対象機器が確認できるカタログ等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、緊急時の連絡先として、原則1名の地域協力員を確保するものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、その旨を伯耆町高齢者安心見守り事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

2 第1項の場合において、町長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

(実績報告)

第9条 前条の決定通知を受けた者は、対象機器を設置し、購入した対象機器の支払いが完了した日から起算して3月を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、伯耆町高齢者安心見守り事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費が確認できる領収書の写し
- (2) 購入した対象機器が確認できるカタログ、説明書等の写し
- (3) 対象機器の設置及び設置した日が分かる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、所定の請求書により速や

かに町長に補助金の交付を請求し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 偽りその他不正の手段により補助金の交付をする旨の決定を受けたときは、町長は、補助金の交付をする旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けて設置した対象機器は、設置完了日から5年間は、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該対象機器を処分するときを除き、この告示の目的に反して使用、譲渡、貸付、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。

(届出の義務)

第14条 申請者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、伯耆町高齢者安心見守り事業変更届(様式第4号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 事業を受ける必要がなくなったとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他申請書等の記載事項に変更が生じたとき。

(事業の廃止)

第15条 町長は、前条第1号及び第2号の規定による届け出があったときは、利用を取り消すとともに、伯耆町高齢者安心見守り事業廃止通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(調査)

第16条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、補助金の交付を受けて設置した対象機器が事業目的外に使用されることのないよう、補助対象者へ5年度間、毎年、設置状況の調査等を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、町長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。